

令和9年度愛知県予算等に対する要望書

日ごろは、本会事業の推進及び社会福祉施設等への支援に格別のご配慮をいただき、
おり、感謝申し上げます。

さて、社会保障を担う福祉現場の人材不足は、超少子高齢化や社会構造の変化に伴い
深刻化を増す中、処遇においては民間企業では物価高騰等を踏まえた賃上げが図られ、
福祉分野との賃金格差が拡大し、人材の確保が更に困難となっています。

一方で、福祉ニーズや生活課題は、既存の社会福祉制度のみでは対応困難なケースが
増加しており、より複雑かつ深刻化しております。これらに適切に対応するためには、
高齢・障害・保育・児童の各分野における人材の確保に加え、専門性の向上が不可欠と
なっております。

さらに能登半島地震をはじめ、大規模災害が相次ぐ中であって、発災時における迅速
な災害福祉支援活動の展開とともに、平時からの体制整備を図ることが急務となってい
ます。

私ども、県内の社会福祉施設経営者及び施設職員は、日々、利用者本位の福祉サービ
スの提供を目指し業務を遂行しておりますが、多くの施設ではケアニーズの高い利用者
に対応できる専門職員の不足はもとより、必要な人員の確保にさえ困難をきたしており
ます。福祉サービスの質の維持・向上を図るとともに、地域社会の期待に応え、「働き方
改革」に沿った職場環境を整備するためには、職員配置基準の抜本的な見直しや財源確
保、さらには福祉人材の確保・育成・定着に向けた対策の一層の強化を早急に講じてい
ただく必要があります。

愛知県におかれましては、多岐に亘る社会福祉制度への対応にご尽力いただいておりますが、とりわけ諸物価高騰においては、施設運営に多大な影響を及ぼしており、施設運営と利用者支援にご理解のうえ、早急なご支援をいただくようお願いいたします。

つきましては、令和9年度の事業及び予算編成に当たりまして、次の各事項について
のご支援を強く要望いたします。

なお、要望事項について、書面にてご回答くださいますようお願いいたします。

令和9年度 愛知県予算等に対する要望

【共通事項】

- 1 社会福祉制度充実のための財源の確保について
- 2 愛知県民間社会福祉施設運営費補助金の充実について
- 3 社会福祉施設における感染症対応への支援について
- 4 民間社会福祉施設振興資金の原資確保について
- 5 福祉サービス第三者評価事業の受審促進について
- 6 社会福祉法人の法人税非課税の堅持について
- 7 社会福祉施設職員等退職手当共催制度の公費助成の堅持・継続について

【障害関係】

- 1 工賃向上対策について
- 2 食事提供体制加算の恒久化について
- 3 児童発達支援センターが地域の療育拠点として国の示す役割を果たすことができるための職員の配置基準について
- 4 障害児入所支援施設の安定した経営のために
- 5 障害者入所施設に入所している未就学児の日中活動の拡充について
- 6 強度行動障害支援における研修体制の拡充について
- 7 生活介護における長時間支援の実態に即した報酬体系への見直しについて
- 8 特定疾患等における「介護保険優先」運用の柔軟化と平準化について

【保育関係】

- 1 保育人材確保の積極的な推進について
- 2 子どもの安全を保障するための施設設備の修繕に対する補助金の使いやすさ設定について
- 3 いま求められる保育を計画し実施するための必要な支援について
- 4 持続的な保育施設の運営について

【児童関係】

- 1 児童養護施設・乳児院等における国の補助事業の円滑な実施について
- 2 事務員の加配職員の実現について
- 3 制度政策説明会（行政説明）の機会について
- 4 母子生活支援施設・女性自立支援施設における心理職配置について
- 5 母子生活支援施設の職員配置基準について
- 6 母子生活支援施設及び女性自立支援施設の職員の資質向上について

【高齢関係】

- 1 軽費老人ホーム・養護老人ホームの運営費の改善等について
- 2 通所介護（デイサービス）における運営基盤強化について

令和9年度愛知県予算等に対する要望

【共通事項】

1 社会福祉制度充実のための財源の確保について

少子・高齢化の状況がより一層深刻化するなか、社会福祉制度の充実を求める市民のニーズは、益々大きくなっています。反面、社会福祉施設を取りまく環境は、諸物価の高騰、職員確保の困難さなど、大変厳しいものがあります。福祉制度を維持・充実するためには、必要な財源を安定的に確保いただくことが不可欠です。

つきましては、安定した福祉サービスの提供と社会福祉施設運営の維持・向上のため、次のとおり要望します。

- (1) 福祉サービスの各報酬や施設運営費、措置費等をこれまで同様に堅持されたい。
- (2) 県民の福祉に対する期待・ニーズに応えるよう、国により新しく予算編成された支援や事業が円滑に実施できるよう、愛知県においても予算確保することはもとより、県としての施策も積極的に検討・予算化されたい。

2 愛知県民間社会福祉施設運営費補助金の充実について

福祉分野の人材確保や職員の定着など、運営にかかわる課題が増しています。また、今後入所者の増加が見込まれ、サービスの維持と向上も必要と考えます。

つきましては、愛知県の福祉施策を推進するものとして、次のとおり要望します。

- (1) 愛知県民間社会福祉施設運営費補助金を引き続き堅持されたい。
- (2) 福祉事業ポイント・補助項目の新規設定・変更を状況に応じて行われるとともに、その際には、各種別の代表との協議をされたい。
- (3) 地域性や施設規模の実態や情勢に合わせて段階的にポイントが取得できるよう設定するとともに、継続的に取り組むべき事項と、努力すれば取得できる事項とを考慮し政策誘導に固定化することなく、取得しやすいような緩和措置を図られたい。
また、中期計画に基づき複数年で成果が出る取組についても対象とされるような枠組みを作られたい。
- (4) 育児・介護休業法等による短時間勤務を推奨している場合のポイント加算等労働や環境など他の制度施策を積極的に取り入れている福祉事業所へのポイント加算等を導入されたい。

3 社会福祉施設における感染症予防対策への支援について

社会福祉施設では、利用者の多くが集団生活をしており、感染症に一人発症すれば、クラスター化する事態が続いています。そのため、感染確認検査は不可欠であり、かつての濃厚接触者に類する者への検査確認や、入所者・利用者一斉検査時など、保険対応や保健健康センターでの対応とならないケースについては、検査キット（施設において入手可能な抗原定性検査キット等）の活用は非常に有益です。

つきましては、施設サービスの継続と利用者保護のため、継続的な支援が必要とされるため、次のとおり要望します。

- (1) 施設内での感染拡大を防ぐため、検査キットや感染予防に必要な物品の購入経費に対する支援を継続されたい。
- (2) 感染への懸念等による利用者の減少や、それに伴う施設の減収を補うための支援措置を検討されたい。
- (3) 重症化および集団感染を未然に防ぐため、すべての福祉施設・事業所の利用者および職員が円滑にワクチン接種を受けられるよう経費補助を行っていただきたい。あわせて、治療薬の費用負担についても必要な配慮をされたい。

4 民間社会福祉施設振興資金の原資確保について

県内における民間社会福祉施設は、建築後の年数経過に伴い、修繕や設備更新、多床室の個室化改築を要する施設が多数存在しております。しかしながら、昨今の建設資材の高騰が施設整備の大きな妨げとなっており、利用者の生活環境の改善に遅れが生じることが懸念されます。

つきましては、資材高騰下における円滑な施設整備と利用者の生活環境向上のため、次のとおり要望します。

- (1) 建設資材高騰の影響を考慮し、資金における整備資金および運営資金の原資増額をされたい。
- (2) 災害発生時における迅速な復旧を支援するため、緊急融資制度を創設されたい。

5 福祉サービス第三者評価事業の受審促進について

利用者の選択に資するよう、施設は適切に施設・サービス情報を提供するとともに、施設自身も運営の問題点を把握してサービスの質の向上につなげる有用な制度です。

名古屋市を含む愛知県では、近年の受審施設数は100件程度（R3：101件、R4：133件、R5：146件、R6：131件、R7：132件）と対象施設数2千件余に比べ少ない状況です。

つきましては、福祉サービス第三者評価事業の受審促進について、次のとおり要望します。

- (1) 受審を促進するため、県としての受審事業所の目標を含めた方針を提示されたい。
- (2) 市町村に奨励するとともに、社会的養護関係施設以外の施設についても受審の促進が図られるよう受審料の財源措置について、国に要望されたい。

6 社会福祉法人の法人税非課税の堅持について

社会福祉法人は、非営利性と公益性が求められており、社会福祉法では、社会福祉法人は地域における公益的な取組を行うことが責務とされております。

そのため、社会福祉法人制度の基幹の仕組みである法人税非課税、収益事業からの所得に対する軽減税率及びみなし寄付金制度の適用が不可欠です。

つきましては、社会福祉法人の税法上の取り扱いについて、次のとおり要望します。

社会福祉法人の法人税非課税等の堅持を国に強く要望されたい。

7 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の堅持・継続 について

社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき社会福祉施設職員等に安定的に退職金を支給する制度であり雇用の確保や処遇改善、ひいては福祉サービスの質の維持・向上を図るために必要な制度です。

つきましては、現行の公費助成を確実に堅持し、継続されるよう国に強く要望します。

職員の処遇向上と安定的な施設運営のため、社会福祉施設職員等退職手当共済制度における掛金への現行の公費助成について、今後も安定的な制度運営が図られるよう、制度の堅持および継続を国に強く要望されたい。

【障害関係】

1 工賃向上対策について

障害者施設の利用者が一日しっかりと働き、働きに応じた工賃を得て、充実した生活を送るためには、作業量や工賃の確保が必要であるが、事業所が独自に新たな作業を開拓するには困難な経済的状況が続いている。

つきましては、工賃向上対策について次のとおり要望します。

行政が新規作業の紹介・あっせんや工賃補助等の支援策を強力に推し進めていかれたい。

2 食事提供体制加算の恒久化について

利用者の困窮や家庭状況等により、施設での食事が重要な栄養摂取の機会となっています。食事提供体制加算が廃止された場合には、昨今の物価高騰の影響もあり、提供体制が損なわれる可能性があります。結果として生活面での各種課題の発生を誘引しかねません。

つきましては、食事提供体制加算の恒久化について次のとおり要望します。

食事提供加算は、経過措置の延長ではなく同加算の恒久化を図るよう、国に対して働きかけられたい。

3 児童発達支援センターが地域の療育拠点として国の示す役割を果たすことができるための職員の配置基準について

国は令和6年度報酬改定に置いて、児童発達センターにおいて中核機能強化加算を創設し、地域における療育拠点としての役割の強化を求めています。しかし給付費につく加算では収入は不安定です。

また地域にアウトリーチする職員には高い専門性を求められることから、不安定な加算では日々の療育の質を堅持することと地域を支えることを両立するための職員配置は困難です。加算ではなく、児童発達支援センターの配置基準を見直すよう、国に強く働きかけてください。

4 障害児入所施設の安定した経営のために

障害児入所施設は3月に退所が多く、4月1日現在では現員数が減っているため、措置費収入が減ることとなります。同じ子どもを対象とする児童養護施設は定員数に応じた支弁となっています。

このことは施設経営のための安定した財源の確保を欠く要因となっています。現在国で議論されている「障害児入所施設の在り方に関する検討会」においても、障害児である前に同じ子どもであるという点での議論が進められています。児童養護施設と同様に入所施設の措置費を現員ではなく定員に応じた支弁となるよう国に強く働きかけてください。

5 障害児入所施設に入所している未就学児の日中活動の拡充について

入所している学齢期の子どもは日中は特別支援学校等に通学し、学業とともに社会生活への適応に向けた様々な経験、同学年の子どもの触れ合いや仲間との生活を送ることができます。

しかし未就学の児童については障害児通所支援を利用することができず、乳幼児期の特性に応じたあそびや集団経験が乏しくなります。このような点から、国においては今後の入所施設の在り方として保育所や児童発達支援等の柔軟な利用の必要性が示されています。このようなケースは頻繁ではないですが、国の制度化を待っているのは発達の基盤となる乳幼児期あつという間に過ぎていきます。ぜひこのようなケースがあった場合は県としてモデル的な実践に取り組めるよう検討をお願いします。

6 強度行動障害支援における研修体制の拡充について

強度行動障害者支援の中核を担う人材研修の停滞と、指導的立場の人材不足を早急に解消することを要望します。専門的知見の欠如は、環境変化に敏感な対象者の受け入れを困難にし、現場の疲弊を招いています。本来、外部助言者と協働する「伴走型コンサルテーション」による支援技術の向上が不可欠ですが、指導層の不足により仕組みが機能していません。地域連携を強固にし、困難事例の受け入れ拒絶を回避するためにも、指導的人材の要件となる「中核的人材研修」の早急な拡充を強く求めます。

7 生活介護における長時間支援の実態に即した報酬体系への見直しについて

入所施設における生活介護において、8 時間を超えるサービス提供を行っていても、現状の報酬体系ではその分の報酬を適切に算定することができません。施設入所者の重度化や高齢化に伴い、実態として長時間の支援が必要不可欠となっています。サービス提供の実態に即した報酬区分を新設、または延長分の加算を認めるなど、適切な評価がなされるよう報酬体系の抜本的な見直しを要望します。

8 特定疾患等における「介護保険優先」運用の柔軟化と平準化について

特定疾患がある利用者のサービス移行において、本人が医療的ケアの可能な障害福祉サービスを希望していても、年齢を理由に介護保険優先と判断される事例があります。本人の希望や現場の困惑を考慮し、画一的に介護保険へ移行させるのではなく、医療ニーズや障害特性に即したサービスを継続して利用できるよう、柔軟な運用と自治体間の判断基準の平準化を要望します。

【保育関係】

1 保育人材確保の積極的な推進について

【県への要望】

- (1) 保育職は辛くて給与水準が低いという世間のイメージがあります。保育職の魅力や給与改定がされていることについて、愛知県として積極的に中高生にPRをしてください。
- (2) 他県や名古屋市などにおいて、ウェブやアプリで有資格者や資格取得見込み者に対して求人情報を提供する取り組みがすでに行われています。こうした取り組みは、広域行政が行って効果が得られるものです。県独自のアプリの開発や県内養成校に在籍する人への登録の取り組みを推進してください。
- (3) 保育団体と養成校が連携して行う保育職の魅力発信や人材確保に向けた活動に対する補助事業を創設し、県全体で保育人材の確保に向けて推進をしてください。また、知事をはじめ県幹部の皆様は各種イベントにおいて保育人材の呼び込みにご協力いただきますようお願いいたします。

【県を通した国への要望】

- (1) SNSなどを活用し、保育という仕事の魅力など保育職のポジティブキャンペーンを行う動画を制作し、広く社会に保育人材の魅力を広めてください。
- (2) 初任給が高騰しています。また、業務量が多くては人材を呼び込めません。重要事項でもお伝えしたように、配置基準、公定価格の給付上の配置基準、保育職の給与水準の更なる見直しを求めます。

【県を通した市町村への要望】

- (1) 各自治体において、保育施設の求人に対する応募状況について把握してください。
- (2) 応募が低調な場合、その理由について保育施設と話し合いをしてください。

2 子どもの安全を保障するための施設設備の修繕に対する補助金の使いやすいつい設定について

各保育施設において安全計画が策定され、保育施設において子どもが安全に生活するための取り組みが制度的に定められました。しかし、安全計画の見直しが制度化されたとしても、施設や設備の危険リスクを解消することができなければ、安全計画は実行性を欠くものとなります。保育中の安全性を高めるための取り組みを各保育施設が推進するために、次の通り要望します。

【県への要望】

- (1) 大規模修繕事業に該当しない中規模の修繕事業が必要なケースが増えてきています。こうした修繕も工事単価が上がり、公定価格の財源では賄いきれなくなってきました。そこで、施設・設備の安全性確保のための（大規模修繕に該当しない）中規模修繕の補助制度を設けてください。

- (2) 認定こども園には遊具等整備事業がありますが、保育所や3歳未満児を対象とした内容のものはありません。しかし、保育所や3歳未満児を対象とした大型遊具等も老朽化が進み、入れ替えや補強が必要なものがあります。また、遊具等整備事業でも予算額に対する申請額が大きいいため、申請に対して満額が交付されないことが続いています。

そこで、遊具等整備事業の不足分の補充や3歳未満児、保育所に対する大型遊具等の整備・入れ替えのための補助制度の創設をお願いします。

【県を通した国への要望】

- (1) 遊具等整備事業の申請額増加に伴い、予算総額の増額をお願いします。
- (2) 遊具の単価が上がっています。そのため、補助基準額の増額をお願いします。
- (3) 様々な修繕のニーズが出てきています。大規模修繕の対象の拡大、弾力化をするとともに、工事単価の更なる見直しをお願いします。
- (4) 保育環境改善事業について、現在様々な項目が設定されています。これは、現場のニーズに応じて追加・拡充されてきたことであり、ありがたく思います。一方で、この事業に該当しなかったり対象経費にならなかったりするものがあります。新しい機会や取り組みが出てくる中で、目的が合致すれば利用できるよう、弾力的な運用に変更してください。また、物価高騰に伴い、補助単価の見直しをお願いします。

【県を通した市町村への要望】

- (1) 公立保育施設の老朽化が進んでいます。低年齢の子どもは特に避難が困難です。子どもが安全に過ごすことができ、災害にも強い施設となるよう、計画的な施設の修繕・更新を要望します。
- (2) 私立保育施設の大規模修繕の申請が確実にできるように要望します。
- (3) 保育施設からすぐに広域避難所に移動することが困難な立地や災害状況が生じるケースが考えられます。保育施設が災害時に、保護者が迎えに来るまで安全に子どもを保護し、地域の子育て家庭の支援の拠点となるよう、食料、飲料水、おむつ等の備蓄や災害倉庫の設置、災害時の支援食糧の配付が受けられるようにしてください。

3 いま求められる保育を計画し実施するための必要な支援について

令和8年度より乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が始まりました。また、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領も改定が検討されています。こうした中で、保育施設から小学校への架け橋プログラムの更なる推進が求められています。いずれも、今、そしてこれからの保育では重要な柱となってくるものと考えます。一方でその実施にあたって、保育現場では困難な課題が生じています。そのため以下の通り要望いたします。

【県への要望】

- (1) 乳児等通園支援事業について、認可・実施にあたり市町村や事業者の事務負担が大きくなっています。特に、都市計画法や財産処分、目的外使用など事業認可に伴う事

務量が増大しているとの声もあります。そこで、こうした事務処理が円滑に進められるように、関係部局との連携を引き続き進めていただくとともに、市町村や事業者に対する説明会やわかりやすい資料の作成をしてください。

- (2) 架け橋プログラムの推進について、保育現場からは小学校側の協力の必要が求められています。幼児教育推進センターや義務教育課との連携を通して、小学校と架け橋プログラムの共通理解と取組の推進ができる体制を作ってください。

【県を通した国への要望】

- (1) 障害児加算については、市町村ごとに障害児加算の対象となる基準を設定できるように運用上の見直しをされることと、1時間当たりの単価が増額されるようにしてください。
- (2) 乳児等通園支援事業の給付単価に対して一時預かり事業の補助基準額が低額です。乳児等通園支援事業と同様の単価が同年齢に対しては本来必要となります。一時預かり事業の事業者が不利益にならないよう、補助基準額の見直しを求めます。
- (3) 架け橋プログラムについて、小学校接続加算の一層の改善とともに、小学校側にも接続を促進できるよう、プログラムを推進する予算的な措置をしてください。

【県を通した市町村への要望】

- (1) 乳児等通園支援事業について、事業を実施する事業者が円滑な運営ができるよう支援するとともに、子育て家庭への事業の周知や説明を推進してください。
- (2) 市町村教育委員会を通して、公立小学校が保育施設と架け橋プログラムについて積極的に連携し、カリキュラム策定の取り組みが推進されるように働きかけてください。また必要な体制づくりと財源措置をお願いします。

4 持続的な保育施設の運営について

【県への要望】

3号認定の子どもの保育無償化について、より一層の推進をしてください。

【県を通した国への要望】

- (1) 保育D Xや経営情報公開など、保育施設の事務的な負担が増大しています。施設長以外でこうした業務ができる事務職員が必要です。加算措置されている人数だけではこうした業務処理に対応できません。正規の事務職員がさらに1名配置できるように、公定価格上で必要な措置をしてください。
- (2) 公定価格の地域区分により保育人材の確保が困難な地域が出ています。それに伴い、人件費が増大し事務費や事業費が公定価格で賄えない状況となるケースが増えてきています。こうした状況は、ここ de サーチの人件費率を見れば明らかです。

地域区分は概ね地価によって判断され、近年周辺都市との均衡が考慮されて見直されてきました。人材の流動はすでに問題となっていますが、加えて食材や保育材料、業務委託など様々な経費においてD Xや店舗の都市部への集約化が進み、むしろ地価が安価な場所の方が経費が掛かる現状もあります。公定価格の地域区分の在り方、あ

るいは区分される地域で本当に必要な経費がどの程度なのかを改めて検討し、見直されることを求めます。

【県を通した市町村への要望】

- (1) 国や県の補助事業について、希望する保育施設が確実に申請ができるよう、市町村において財源の確保、補助要綱の策定、施設への周知をしてください。
- (2) 県の第二子無償化事業などについて、すべての市町村で実施されるよう要望します。

【児童関係】

1 児童養護施設・乳児院等における国の補助事業の円滑な実施について

(1) 「児童養護施設等体制強化事業」の実施継続・拡充

令和5年10月から実施され始めた当事業について、施設長会が実施したニーズ調査の結果から、現在の児童養護施設・乳児院においての人材不足や小規模化や分散化に伴う宿直者増加等の課題に対応し、21施設58名の雇用により、業務負担軽減などその効果が見いだされたとの結果が示されました。

しかしながら、今後のさらなる小規模かつ分散化、高機能化及び多機能化を推進する上では、予算面等、十分とはいえないため、推進計画の方向性を阻むことのないよう事業実施の継続及び拡充をお願いいたします。具体的には、本事業要綱第4条①、②を国基準通りの予算化を求めます。

また、今後一時保護ニーズが高まり推進計画上、現在の一時保護専用施設7施設から11施設までへと設置、増設を進める上で、現在の要綱による配置職員基準では、保護され高い不安と緊張を抱く子どもたちを保護・養育・支援（アセスメント）など目的を果たしていくことは、到底間に合っていないと考えられます。そのため、一時保護専用施設においても当事業の対象とするよう早急をお願いしたい。具体的には、本要綱第3条の対象施設に「一時保護専用施設」を追加・対象とするようお願いいたします。

(2) 「愛知県乳児院等機能強化事業」について、国の「乳児院等多機能化推進事業」のうち、「育児指導機能強化事業」及び「障害児等受入体制強化事業」の予算化

「愛知こども計画はぐみんプラン2029」における「基本施策18 社会的養育体制の充実」や、改正児童福祉法が進める地域・在宅支援などの制度政策の方向性を踏まえ、施設の専門性を地域や要支援家庭（児童）に対して還元もしくは虐待予防となりうる事業であるため早期の予算化をお願いいたします。

(3) 「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業」の予算化

施設長会が実施したニーズ調査の結果から職員の育成状況あるいは離職などが大きな課題となっていることが明らかとなっていました。いまや児童養護施設に入所している被虐待児童の割合は、71.7%となり、発達障害含む何らかの障害を持つ児童も42.8%となっています。（「児童養護施設入所児童等調査結果(2023)」）さらには精神疾患及び自殺念慮企図行動等を抱える入所児童が増加している報告があり、職員の専門性がますます求められています。こうしたケアニーズが高くなる一方で、現実的には無力感や疲弊感からの離職もしくはメンタル不調をきたす職員も少なくないことが調査結果からも浮き彫りとなりました。そうしたなかで本事業は、職員のモチベーション向上や新たな知見含む専門性の向上、ひいては職員の育成や離職防止になりうる事業といえるため予算化をお願いいたします。

2 事務員の加配職員の実現について

施設では、従来の人事労務、経理等の事務処理の増大に加え、地域小規模、マイナンバーの管理、里親やショートステイ増加、働き方改革への対応などによる新たな庶務労務など業務に伴う事務量が増加しています。

現状、施設職員の事務員の配置は1名のみ認められている状況であり、その作業量を考えると明らかに人手が足りなくなっています。この現状は、本来子どもや保護者、あるいは卒園生に関わるべき保育士等の資格を持つものが、事務仕事をカバーしなければならなくなっています。このことから事務職員（フリー職員）の複数配置を希望します。

つきましては、事務職員の配置について、次のとおり要望します。

増大を続ける事務処理に対して、事務職員の複数配置を要望するとともに、県を通して国に事務職員の加配を要望してください。

3 制度政策説明会（行政説明）の機会について

愛知県が推進する社会的養育推進計画は、各施設が制度や各種事業を十分に理解することで前進すると考えるため、積極的に様々な場面での行政説明をお願いします。

4 母子生活支援施設・女性自立支援施設における心理職配置について

複数の施設で、困難なケースの対応のため、措置費の加算対象とならない心理士と個別に契約を結んでおり、これらの費用は施設の持ち出しとなっております。

対応ケース数が小さな施設であっても、近年は心理職の活用がとても重要です。

つきましては次のとおり要望します。

- (1) 措置費の対象とならない非常勤の心理担当職員に対する財政的支援をお願いしたい。
- (2) 既存制度で活用可能なメニューを検討いただきたい。

5 母子生活支援施設の職員配置基準について

母子生活支援施設に入所する世帯が抱える課題は、ドメスティック・バイオレンス(DV)による精神的トラウマ、経済的困難、法的手続き、心身の健康問題など多岐にわたり、近年その支援は、高度化・複雑化しております。

またその一方で入所者が減少しており、多くの施設が暫定定員になる実情があります。

利用者の多様なニーズに対応するため、専門職による支援体制の支援体制の確立が、今後ますます重要になると考えます。

つきましては、次のとおり要望します。

- (1) 困難ケースが増えている実情をふまえ、よりよい職員配置基準への見直しについて各施設と協議し、国へ要望いただきたい。

6 母子生活支援施設及び女性自立支援施設の職員の資質向上について

両施設における困難ケースの増加に対応するため、職員のたゆまぬ研鑽は欠かせません。一方で研修にかかる費用負担も多くはかけられないのが実情です。

つきましては、次のとおり要望します。

- (1) 県が行う女性相談支援員等の研修会に、母子生活支援施設・女性自立支援施設職員も参加できるよう、引き続き配慮されたい。**

【高齢関係】

1 軽費老人ホーム・養護老人ホームの運営費の改善等について

軽費老人ホーム、養護老人ホームの運営費の介護報酬改定等を踏まえた対応について、厚生労働省からの通知、事務連絡、参考情報の提供により、改定いただいているところです。

また、「社会福祉施設物価高騰対策支援金」により、各施設の光熱費、食材費、燃料費の負担の軽減をお図かりいただき、ありがとうございます。

しかしながら、依然として軽費老人ホーム・養護老人ホームの経営環境は入居者の減少や、昨今の物価高騰により非常に厳しい状況にあります。つきましては、次のとおり要望します。

軽費老人ホーム・養護老人ホーム共通

「老人保護措置費に係る支弁額等の改定及び養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営について」（令和 8 年 1 月 13 日老高発 0113 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）及び「老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の具体例について」（令和 8 年 4 月 9 日厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）に拠り、軽費老人ホームの運営費の改定、養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額の改定、各施設の適切な運営へのご支援をお願いします。

軽費老人ホーム

軽費老人ホームについては、平成 18 年に廃止された民間施設等給与改善費の影響により、経営悪化と給与引き上げの抑制要因にもなっています。介護職員処遇改善費は、他産業と介護職員の給与水準格差を是正するために導入されたものです。

全国でも多くの都道府県が継続している定期昇給の財源に当たる民間施設給与等改善費の復活または、同種制度の新設をお願いします。

養護老人ホーム

介護保険施設の職員の処遇改善や生活費に該当する事業費は、令和 3 年度補正予算（令和 4 年度介護報酬改定）による処遇改善以降、順次手当されています。市町村の中には、老人保護措置費に係る支弁額の改定がなされていないところもあり、養護老人ホームの生活費及び職員の処遇改善の格差は、広まるばかりです。

令和 4 年度介護報酬改定から令和 8 年度介護報酬期中改定に至るまでの報酬改定等を踏まえ発出された、厚生労働省からの通知、事務連絡に拠る対応について、市町村へ必要な連絡調整、情報提供、援助、助言の働きかけ等、老人保護措置費に係る支弁額の改定が実現できるようご支援をお願いします。

2 通所介護（デイサービス）における運営基盤強化について

通所介護（デイサービス）においては、要介護高齢者の在宅生活を支える通所介護サービスを提供し、地域包括ケアの一翼を担っております。

しかしながら、近年の物価高騰や人材不足の影響に加え、通所介護事業においては、利用者送迎をはじめとする業務負担や運営コストが増大しており、事業運営は厳しい状況にあります。

特に利用者送迎については、車両維持費、燃料費及び人件費等の負担が大きい一方で、現行の介護報酬体系において十分に評価されていない状況にあります。

つきましては、通所介護事業の安定的な運営及びサービス提供体制の維持・強化のため、次のとおり要望します。

- (1) 通所介護事業所の安定運営に資する県独自の支援（車両費・維持費の補助、燃料費の補助等）を要望します。
- (2) 通所介護における利用者送迎業務に係る実態を踏まえた評価の充実を国へ要望してください。
- (3) 物価高騰及び人件費上昇を踏まえた介護報酬の適切な見直しを国へ要望してください。

令和8年7月6日

愛知県知事 大村 秀章 様

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会

会 長 後 藤 澄 江

社会福祉法人経営者委員会

委員長 太 田 一 平

社会福祉施設委員会

委員長 山 本 ゆかり